

宮崎県工業技術センター等共同研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）が宮崎県（以下「県」という。）の産業振興のため中小企業等と共同で行う研究に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の実施の要件)

第2条 センターが中小企業等と技術知識を交換し、また、研究経費を分担することによって共同で行う研究（以下「共同研究」という。）は、次の要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 当該研究が、センターが行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより効率的に実施でき、かつ、優れた成果が期待されること。
- (3) 共同研究を希望する相手方が、当該研究を行うために必要な技術力、人材及び財務能力を有すると認められること。

(共同研究契約の締結及び審査基準)

第3条 共同研究を希望する者は、共同研究申込書（別記様式第1号）をセンター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、前条に規定する共同研究の要件を満たすと認められるときは、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結することができる。
- 3 所長は、共同研究の内容が前条の要件を満たすか否かを判断するために、共同研究審査要領を別に定める。

(秘密保持契約の締結)

第4条 共同研究を実施している者（以下「共同研究者」という。）、又は共同研究を実施しようとしている者は、秘密保持申込書（別記様式第2号）により、所長に秘密保持契約を申し込むことができる。

- 2 所長は、前項の申込書を受理し、必要があると認められるときは、秘密保持契約を締結することができる。

(共同研究契約書)

第5条 第3条の規定により共同研究契約を締結しようとするときは、次の事項を記載した共同研究契約書を作成するものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容及び分担
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究を担当する研究者の氏名
- (6) 共同研究に要する経費及びその分担
- (7) 共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る特許等の出願に関する事
- (8) 研究成果に係る発明等の実施に関する事
- (9) 研究成果の公表に関する事
- (10) 賠償責任に関する事
- (11) その他共同研究を行うために必要な事項

(共同研究期間)

第6条 共同研究の実施期間は、原則として単年度とする。

(研究経費)

第7条 共同研究に要する経費及びその分担については、双方で協議の上、決定するものとする。

- 2 共同研究者は、分担する研究経費について、県が発行する納付書により、共同研究契約締結の日から15日以内に納付するものとする。
- 3 所長は、共同研究者が期限までに研究経費を納付しない場合は、共同研究契約を解除できるものとする。
- 4 納付された研究経費の払戻しは行わない。

(研究成果の保管)

第8条 共同研究の成果は、センター及び共同研究者がそれぞれ保管するものとする。

(特許出願及び出願費用等)

第9条 県と共同研究者は、センターに属する研究員及び共同研究者に属する研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、共同して行うものとする。

- 2 県又は共同研究者は、それぞれに属する研究員が本共同研究の結果を基に独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に相手方の同意を得るものとする。
- 3 第1項の共同出願に係る特許権の取得及び管理のために必要な費用については、次のとおりとする。
 - (1) 県内に事業所を有する場合は、持ち分に応じて負担する。
 - (2) 県外に事業所を有する場合は、共同研究者が全額負担する。
 - (3) 国際出願を行う場合は、共同研究者が全額負担する。

(優先実施権)

第10条 県は、研究成果に関する共同発明であつて、県及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有特許権」という。）に係る発明を共同研究者又は共同研究者が指定する者に限り、本共同研究の終了の日から5年間を超えない範囲において、優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第11条 県又は共同研究者は、県及び共同研究者以外の者（以下「第三者」という。）に対して共有特許権等に係る発明の実施を許諾するときは、他の共有者の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、県が第三者に対して共有特許権等に係る発明の実施を許諾することに共同研究者は応じるものとする。ただし、前条に定める優先実施期間を除く。
 - 一 共同研究者が共有特許権等に係る発明を正当な理由なく実施しないとき。
 - 二 共有特許権等に係る発明を第三者に実施させることが県の産業振興に資すると認められるとき。

(実施料)

第12条 県は、県に承継された特許権等に係る発明の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

- 2 県は、共同研究者が共有特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は、当

該権利に係る県の持分に応じた額とする。

- 3 共有特許権等について共同研究者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び共同研究者に帰属するものとする。

(共同研究終了概要報告書)

第 13 条 共同研究者は、共同研究が終了したときは、遅延なく共同研究終了概要報告書を作成し、所長に提出するものとする。

(研究成果の公表等)

第 14 条 所長又は共同研究者は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を共同研究者又は所長以外の者に開示するときは、あらかじめ共同研究者又は所長の同意を得るものとする。

- 2 所長は、共同研究の実施期間終了の後、研究成果を公表するものとする。ただし、第 9 条に規定する特許出願に支障がある場合及び共同研究者から業務に支障を来す部分が含まれているとして、当該部分を公表しないよう所長に申入れがあり、かつ、公表しないことにつき相当の理由があると所長が認めた場合は、当該部分の全部又は一部を公表しないことができるものとする。
- 3 所長は、第 11 条の規定により第三者に対し実施の許諾をするときは、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表できるものとする。

(設備等の使用)

第 15 条 共同研究者は、センターが管理する設備等のうち、共同研究の実施に必要なものについては、所長の同意を得て、無償で使用することができる。

- 2 共同研究者が、前項の規定によりセンターの設備等を使用するときは、所長の指示及びセンターの諸規程に従わなければならない。
- 3 共同研究者は、所長の同意を得て、共同研究の実施に必要な設備等をセンターに持ち込むことができる。
- 4 使用する設備及び持ち込む設備については、あらかじめ共同研究申込書に明記するものとする。

(賠償責任)

第 16 条 県は、共同研究の実施にあたり、共同研究者の責に帰する事由により生じた共同研究者の損害並びに共同研究者以外の者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

- 2 共同研究者は、共同研究者に属する研究員が、故意又は重大な過失によってセンターの設備等に損害を加えたときは、県にその損害を賠償しなければならない。

(共同研究の中止、期間の延長)

第 17 条 所長又は共同研究者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、当該共同研究を中止又は実施期間を延長することができる。

- 2 所長又は共同研究者は、前項の規定により、当該共同研究を中止した場合において、共同研究者又は県が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

(準用)

第 18 条 第 9 条から第 12 条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第 19 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈並びに運用について疑義等が生じたときは、双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 中小企業に関する技術開発共同研究実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日において、現に共同研究に着手しているものについては、旧要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、現に共同研究に着手しているものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。